

## 風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律施行規則案について

### 1 趣 旨

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和6年法律第39号。以下「法」という。）の規定に基づき、及び同法を実施するため、風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律施行規則を定めるものである。

### 2 概 要

#### (1) 電波障害防止区域の指定に関する措置

##### ア 想定最高風車高

法第3条第1項第1号に規定する風車高について、315メートルとする。（第1条関係）

##### イ 電波障害防止区域を表示する図面

法第3条第4項に規定する図面の公表方法について、防衛政策局及び地方防衛局の事務所に備え付けるとともに、防衛省ウェブサイトに掲載することとする。（第2条関係）

#### (2) 防衛大臣への届出に関する措置

##### ア 設置等の届出

法第4条第1項、第2項又は第5項に規定する届出の様式及び添付する書面について定める。（第3条及び別記様式第1から別記様式第3まで関係）

##### イ 施工中となる準備の完了の程度

法第4条第4項に規定する施工の準備が完了し、施工中と見なすものは、環境アセスメントの評価書の確定通知を受けているもの、電気事業法（昭和39年法律第170号）の工事計画の届出をしているもの及びこれらと同等程度に手続を経ているものとする。（第4条関係）

#### (3) 風力発電設備の設置等に係る工事が電波障害防止区域内においてするものでないと認められる場合の措置

##### ア 電波障害防止区域の指定の解除等の通知

防衛大臣は、電波障害防止区域の指定を解除したとき、当該区域を縮小したことにより風力発電設備の設置が当該区域内においてするものではなくなったとき、風力発電設備の設置等が自衛隊等使用電波障害原因とならないものと認めるときに風力発電設備の設置者に対して通知することとする。（第5条関係）

##### イ 工事の制限の解除

法第7条第3号に規定する防衛省令で定める場合は、電波障害防止区域を縮小したことにより風力発電設備の設置等が当該区域内においてするものでなくなったとき、風力発電設備の設置等が自衛隊等使用電波障害原因とならないものと認めるときとする。（第6条関係）

### 3 施行期日

令和7年3月1日